令 和 元 年 第 ２ 回 定 例 会

民生環境常任委員会会議概要

委 員 長　天　内　慎　也

副委員長　赤　木　長　義

１　開 催 日　　令和元年６月21日（金曜日）

２　開催場所　　第４委員会室

３　審査案件

議案第100号　青森市指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定について

議案第104号　青森市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第105号　青森市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○出席委員

委員長	天内慎也	委員	万徳なお子
副委員長	赤木長義	委員	山本治男
委員	奈良祥孝	委員	小豆畑緑
委員	橋本尚美	委員	中村節雄
委員	蛯名和子		

○欠席委員

なし

○説明のため出席した者の職氏名

環境部長	八戸認	保健部次長	山口朋子
福祉部長	舘山新	保健部参事	加福拓志
保健部長	浦田浩美	市民病院事務局次長	加福理美子
市民病院事務局長	岸田耕司	環境政策課長	西澤哲司
環境部次長	川村敬貴	福祉政策課長	白坂孝志
環境部参事	若佐谷昭人	市民病院事務局総務課長	船橋正明
福祉部次長	福井直文	関係課長等	

○事務局出席職員氏名

議事調査課主査	小山隆	議事調査課主査	野宮洋子

〇天内慎也委員長　ただいまから、民生環境常任委員会を開会いたします。
それでは、本日の案件に入ります。
初めに、今期定例会において本委員会に付託されました議案３件について、ただいまから審査いたします。
最初に、議案第100号「青森市指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定について」を議題といたします。
本案に対する説明を当局から求めます。福祉部長。
〇舘山新福祉部長　おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）議案第100号「青森市指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の制定について」御説明いたします。
資料１ページをごらんください。
「１　制定理由」について御説明いたします。
第７次地方分権一括法の成立によりまして、児童福祉法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令が平成31年３月30日に公布され、これまで県が行っておりました、障害児通所支援に係る指定障害児通所支援事業者等の指定に関する事務権限が、平成31年４月１日から中核市に移譲されました。
当該事務権限の移譲に伴いまして、国が定める基準であります児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を参酌し、指定障害児通所支援事業者等の指定基準等を定める青森市指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例を制定するものであります。
なお、経過措置といたしまして、児童福祉法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令におきまして、平成31年４月１日から１年を超えない範囲内で、中核市が条例を制定するまでの間は、当該中核市が属する都道府県が従来定めていた条例による基準を、当該中核市が条例によって定めた基準とみなすことができると規定されておりますことから、現に市内で指定通所支援事業を行っている事業者及び指定通所支援事業の利用者には影響がないものであります。
「２　制定内容」について、御説明いたします。
本市では国の基準を参酌し、従うべき基準である指定通所支援に従事する従業者及びその員数、居室及び病室の床面積等設備基準の一部及び内容及び手続の説明、提供拒否の禁止、身体拘束等の禁止などにつきましては、国の基準どおり規定しております。
次に、標準とすべき基準である利用定員に関する基準及び参酌すべき基準である従うべき基準及び標準とすべき基準以外の設備及び運営に関する基準につきましては、本市において、国の基準と異なる基準を規定するほどの地

域的な特殊性が認められないことから、国の基準どおり規定することとしております。

最後に、独自要件につきましては、本市独自の要件といたしまして、指定障害児通所支援事業者等及び従業者は、青森市暴力団排除条例に規定する暴力団員または暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある者であってはならないことを規定しております。

続きまして、「３　権限移譲の対象となるサービス」につきましては、児童発達支援を初め、記載のとおり５種類のサービスとなります。

続きまして、「４　条例の構成」についてですが、本条例は、７つの章で構成されており、その内容は、第１章が総則、第２章が児童発達支援、第３章が医療型児童発達支援、第４章が放課後等デイサービス、第５章が居宅訪問型児童発達支援、第６章が保育所等訪問支援、第７章が多機能型事業所に関する特例となり、条数は全部で 106 条となっております。

次に、「５　施行期日」につきましては、公布の日としております。

それでは、条例の具体的な内容について、逐条で御説明させていただきます。

「第１章　総則」につきましては、第１条から第５条までとなっており、３ページに記載があります第１条は、本条例の趣旨、４ページの第２条は、本条例で使用する用語の定義、５ページの第３条は、指定障害児通所支援事業者の指定の基準、６ページの第４条は、指定障害児通所支援事業者等の一般原則、７ページの第５条は、青森市独自の基準である暴力団員の排除について規定しております。

次に、８ページをごらんください。

「第２章　児童発達支援」につきましては、８ページの第６条から 55 ページの第 67 条までとなっており、第６条は、事業を行う事業者の基本方針、９ページの第７条から 14 ページにわたる第 10 条までは、事業所に置くべき従業者及び員数等について定める人員に関する基準、15 ページの第 11 条及び第 12 条につきましては、支援の提供に必要な設備及び備品等について定める設備に関する基準、17 ページの第 13 条から 43 ページの第 56 条までは、事業所の利用定員等の運営に関する基準、44 ページの第 57 条から 50 ページの第 60 条までは、共生型児童発達支援の事業を行うための共生型障害児通所支援に関する基準、51 ページの第 61 条から 55 ページの第 67 条までについては、基準該当児童発達支援に係る従業者及び員数等を定める基準該当通所支援に関する基準について規定しております。

以上が第２章となります。

続きまして、59 ページをごらんください。

「第３章　医療型児童発達支援」につきましては、第 68 条から 66 ページ

の第 78 条までとなっており、第 68 条は、事業を行う事業者の基本方針、60 ページの第 69 条及び第 70 条は、事業所に置くべき従業者及び員数等について定める人員に関する基準、61 ページの第 71 条は、事業所に必要とされる設備について定める設備に関する基準、62 ページの第 72 条から 66 ページの第 78 条までは、事業所の利用定員等を定める運営に関する基準について規定しております。

以上が第 3 章となります。

続きまして、67 ページをごらんください。

「第 4 章　放課後等デイサービス」につきましては、第 79 条から 75 ページの第 90 条までとなっており、第 79 条は、事業を行う事業者の基本方針、68 ページの第 80 条及び 69 ページの第 81 条は、事業所に置くべき従業者の員数等について定める人員に関する基準、70 ページの第 82 条は、支援の提供に必要な設備及び備品等について定める設備に関する基準、71 ページの第 83 条から 72 ページの 85 条までは、事業所の利用定員等について定める運営に関する基準、73 ページの第 86 条は、共生型放課後等デイサービスの事業を行うための共生型障害児通所支援に関する基準、74 ページの第 87 条から 75 ページの第 90 条までは、基準該当放課後等デイサービスに係る従業者及び員数等を定める基準該当通所支援に関する基準について規定しております。

以上が第 4 章となります。

続きまして、76 ページをごらんください。

「第 5 章　居宅訪問型児童発達支援」につきましては、第 91 条から 81 ページの第 98 条までとなっており、第 91 条は、事業を行う事業者の基本方針、77 ページの第 92 条及び 78 ページの第 93 条は、事業所に置くべき従業者及び員数等について定める人員に関する基準、79 ページの第 94 条は、支援の提供に必要な設備及び備品等について定める設備に関する基準、80 ページの第 95 条から 81 ページの第 98 条までは、事業者が従業者に身分を明らかにする証書や名札などを携行させること等について定める運営に関する基準について規定しております。

以上が第 5 章となります。

続きまして、82 ページをごらんください。

「第 6 章　保育所等訪問支援」につきましては、第 99 条から 85 ページの第 103 条までとなっており、第 99 条は、事業を行う事業者の基本方針を、83 ページの第 100 条及び第 101 条は、事業所に置くべき従業者及び員数等について定める人員に関する基準を、84 ページの第 102 条は、事業所に必要とされる設備について定める設備に関する基準を、85 ページの第 103 条は、第 14 条に定める支援の内容及び手続の説明及び同意等について準用することを定める運営に関する基準について規定しております。

以上が第６章となります。
続きまして、86 ページをごらんください。
「第７章　多機能型事業所に関する特例」につきましては、第 104 条は、従業者の員数に関する特例を、87 ページの第 105 条は、設備に関する特例を、第 106 条は、利用定員に関する特例について規定しております。
次に、88 ページをごらんください。
附則でありますが、第１条は、本条例の施行期日を、第２条は、本条例で定める基準を常に向上させるために定期的な検討を加え、その結果に基づいて実施する必要な見直しについて規定しております。第３条から第６条までは、「青森市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」、「青森市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」、「青森市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」及び「青森市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」について、国の基準及び県の条例からの引用を、今回、本市で制定いたします条例からの引用に変更するものであります。
以上、議案第 100 号について御説明いたしましたが、慎重御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。
以上でございます。
〇天内慎也委員長　これより質疑を行います。
御質疑ありませんか。橋本委員。
〇橋本尚美委員　暴力団の排除の条項がありましたけれども、具体的な調査方法や排除の方法などはありますか。
〇天内慎也委員長　福祉部長。
〇舘山新福祉部長　ただいまの具体的なということでの御質疑ですけれども、まず、現在、そもそもこの条例は、県から権限委譲されてきた条例ですので、これまでその事業に当たっている事業者さんについては、暴力団と関係ないと認識しております。また、今後、新規で例えば申請をされた事業者については、明確にその事業者が暴力団とわかり得ないようなときについては、警察に相談するなどして、真偽を確かめていくこととしておりますけれども、基本的には、これまでの事業者さんがほぼ手を挙げていらっしゃいますので、そういう意味では条例として暴力団の廃止ということを規定しますけれども、特段これに向けて新たなことをするのは、今のところ検討しておりません。
〇天内慎也委員長　橋本委員。
〇橋本尚美委員　とても難しいことだと思ったので、きちんと明記されていたので、あえて聞かせてもらいました。何事もない、トラブルがないことを願っています。

〇天内慎也委員長　ほかに発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇天内慎也委員長　なければ、質疑はこれにて終了いたします。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

〇天内慎也委員長　御異議なしと認めます。

よって、議案第100号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第104号「青森市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。福祉部長。

〇舘山新福祉部長　議案第104号「青森市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」御説明いたします。

資料１ページをごらんください。

条例の制定理由につきましては、放課後児童健全育成事業に関する地方からの提案を受け、平成29年に閣議決定されました「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針」におきまして、放課後児童支援員の資格要件の１つであります認定資格研修を平成31年度から都道府県のほかに指定都市も実施できるよう省令を改正することとされました。

去る３月29日に省令が改正され、同年４月１日に施行されたことに伴い、本市におきましても、所要の改正をするものであります。

改正内容につきましては、放課後児童支援員に対する研修実施の事務権限を拡大し、これまでの都道府県知事のほかに指定都市の長も研修を実施できることとするため、省令が改正されたことから、本条例についても同様に改正しようとするものであります。

また、併せて、改元に伴う所要の改正をするものであります。

資料２ページが新旧対照表となっておりますので、御参照くださるようお願いします。

なお、本条例の施行期日は、公布の日としております。

以上、議案第104号について御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

〇天内慎也委員長　これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○天内慎也委員長　質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○天内慎也委員長　御異議なしと認めます。

よって、議案第104号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第105号「青森市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

本案に対する説明を当局から求めます。福祉部長。

○舘山新福祉部長　議案第105号「青森市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について」御説明いたします。

資料１ページをごらんください。

制定理由につきましては、平成31年３月29日に公布、同年４月１日に施行されました介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令による介護保険法施行令の一部改正に伴い、消費税率引き上げによる増収分を活用し低所得者の介護保険料を軽減するため、国の改正に準じて介護保険料の改定をしようとするものであります。

改正内容につきましては、現在、介護保険料は所得段階別に第１段階から第13段階までに区分されておりますが、市民税非課税世帯の第１段階から第３段階までの方を対象に、本市の保険料年額を算定するために必要となる基準額８万145円に対する割合を、国が示した割合である第１段階0.3、第２段階0.5、第３段階0.7に準じて改正し、当該段階に属する方の介護保険料の軽減を行うものであります。

また、併せて、改元に伴う所要の改正をしようとするものであります。

本市の基準額に対する割合と保険料年額につきましては、お手元の資料の表に記載のとおりとなりますが、令和元年度の割合については、介護保険料の軽減が10月以降の消費税率引き上げ分の６カ月分を財源としていることから、平成30年度の割合と令和２年度以降の割合の半分の水準に設定しており、国の通知と同様の対応をしております。

具体的には、新旧対照表により説明させていただきます。

資料２ページをごらんください。

保険料率を規定しております第４条につきましては、第１項では、改元に伴い平成32年度を令和２年度に改正しようとするものであります。

次に、同条第２項では、前項第１号に掲げる第１号被保険者、つまり第１段階の方について、軽減後の保険料率を３万6000円から３万円に改正し、同

条第３項では、前項第２号に掲げる第１号被保険者、つまり第２段階の方について、前項第２号で規定している保険料率５万 2000 円にかかわらず、軽減後は４万 6000 円とする規定を新たに加えようとするものであります。

次に、同条第４項では、前項第３号に掲げる第１号被保険者、つまり第３段階の方について、前項第３号で規定している保険料率６万 100 円にかかわらず、軽減後は５万 8100 円とする規定を新たに加えようとするものであります。

次のページをごらんください。

保険料の減免の特例を規定しております附則第５条につきましても、改元に伴いまして平成 32 年度を令和２年度に改正しようとするものであります。

最後に、附則には、施行期日を公布の日から施行すること、また、経過措置につきましては、令和元年度分からの介護保険料について適用することなどを定めております。

以上、議案第 105 号について御説明いたしましたが、慎重御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○天内慎也委員長　これより質疑を行います。

御質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○天内慎也委員長　質疑はないものと認めます。

これより採決いたします。

本案については、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○天内慎也委員長　御異議なしと認めます。

よって、議案第 105 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、今期定例会において本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

（　審　査　終　了　）